

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
「新しいチーム医療等における医療・介護従事者の適切な役割分担についての研究」  
分担研究報告書（令和3年度）

## 特別養護老人ホームにおける医師の時短への看護師と介護士の 適切な役割についての実態調査（視察）

研究分担者 小野 孝二（東京医療保健大学 教授）  
研究分担者 岡本左和子（奈良県立医科大学 講師）

### 研究要旨

特別養護老人ホームは、高齢化や要介護度の重度化に伴い医療的ケアを必要とする入所者は増加している。医療提供を目的とした施設ではないため、看護職員については、入所者数に応じた最低限配置者数の定めはあるものの、夜間体制は十分ではない状況にある。また、医師については常勤ではなく、多くの場合は非常勤（委託）となっている。

夜間の入居者の急変に対する対応について、限られた医師による介護施設での看取りおよび持病の重症化時の対応を適切に行うためには、医師と看護師の連携と、その前の介護職（介護福祉士／介護士）から報告される利用者の直近の様子 of 正確さが必要である。介護職は医師の時短やタスク・シフト／シェアに直接関わることはないが、看護師との連携で、救急車の出動が抑えられ、在宅医の不要な出動も抑えられることが明らかになった。これによって救急救命士、さらには急患を受け入れる病院の医師及びスタッフの負担軽減にも繋がる。

医師と看護師、介護職の平素からの十分なコミュニケーションと信頼関係構築により、医師の指示の下、適切な対応（現行法で認められた医行為）が看護師によってなされており、介護職の詳細な報告がその連携を間接的に支えていることが明らかとなった。また、視察した特別養護老人ホームでは、介護職によるたん吸引の行為は、看護職の負担軽減に繋がるなど適切な役割タスク・シフト／シェアが実現されていた。

### A. 研究目的

日常または夜間の入居者の急変への対応で、看護師と介護職の関わりとそれが医師の時短およびタスク・シフト／シェアにどのように関わるのか、その実態を明らかにすることを目的とする。

### B. 研究方法

大分県内の2施設の特別養護老人ホームの経営者及び介護職に対面式のヒアリングを実施した。

### C. 研究結果

訪問した2施設の特別養護老人ホームでは、地域包括ケアの担い手として、委託している非常勤

医師(委託医師)により適切な医療が施され、夜間の救急搬送もほぼない状態であった。看取りを施設で確実にすることと、骨折などの治療によって治る病以外は救急搬送を基本的にはしないという規律ができており、それを委託医師と看護師との密な連携体制で支えており、ほとんど救急搬送はないとのことであった。委託医師からの適切な指示を受けることで看護師による特定医行為の必要性は感じていないこと、施設内で医療について司令塔が増えるよりも現場で的確に医師の指示をこなせる看護師が必要であることが明らかになった。また、医師と看護師のこの連携ができるためには、介護職による利用者の日々の健康状態や生活の様子が詳細に看護師に報告され、気づいた点や気がかりなことはすべて報告するシステムが機能していることが必要とのことであった。これらのシステムが機能していない養護老人ホームでは、看取りを施設ではできず、利用者の体調が悪くなると慌てて救急搬送することが多いと聞いていると両施設の従業員から指摘された。さらに、たん吸引については、看護職から介護職へのタスク・シフト／シェアされており、これについては看護師の業務軽減は図られていた。

看護師と介護職の連携における課題として、連携は概ねうまく行っているものの、看護師はおむつ交換を積極的に行わない状況にあり、看護職と介護職との間で軋轢が生じる要因となっていた。介護職に関しては、外国人雇用の補助金もあり外国人の雇用を行なっているが、外国人は真面目に勤務することから経営者からの評価は高かった。しかし、外国人労働者は介護福祉士の資格を得ても5年しか在日できないことは課題の一つであるということであった。

#### D. 考察

視察をさせていただいた九州地方の2つの特別養護老人ホームでは、非常勤医師の委託、看護職及び介護職の人材不足はあまり問題にはなっていなかった。特に介護職に関しては、外国

人雇用を行うことで人材不足を補っていた。

利用者の変化を適切に報告しあい、委託医師の指示を適切に受けられる看護師がいること、また看護師に利用者の様子を的確に報告できる介護職がいることの3点が、非常勤の委託医師の限定的な時間数でも利用者の医療を適切に施せることと、利用者の急変での対応の準備ができていことに密接に関係しており、重要であった。

介護職は医師の時短またはタスク・シフト／シェアに直接関係することはないが、看護師との連携を通して無駄な救急搬送が抑制されていることが明らかになった。これらを通して、間接的に委託医師、救急救命医、救急救命士の時短とタスク・シフト／シェアに貢献をしていた。

#### E. 結論

地方の特別養護老人ホームでは、委託医師により適切な対応(医行為)が施され、看護師への指示が出されていた。夜間の救急搬送もほとんど無く、その医師の指示の下で適切な対応ができる看護師が必要とされていた。しかし、特定医行為研修を受けた看護師等よりも、司令塔である委託医師との連携ができることやその指示を正確に実施できることが必要とされていた。その前提として、介護職から看護師への利用者の詳細な報告をあげるシステムが整備されている必要性が明らかになった。たん吸引については、看護職から介護職へのタスク・シフト／シェアされており、看護師の業務軽減は図られていた。これらのシステムが機能していない養護老人ホームでは、看取りを施設ではできにくく、救急搬送が多いことが推察された。

#### F. 健康危険情報

参考資料1. 大分県宇佐市 特別養護老人ホーム

(報告:岡本、小野)

・インタビュー対象者:常務理事・施設長(管理栄養士)

法人理事長兼施設長の立場から、勤務する看護

師と介護士のタスク・シフト／シェアについての状況、及び委託している医師(非常勤)と看護師のタスク・シフト／シェア状況についてインタビューを行った。

#### 【組織体制等】

定員80名の施設で、看護師は9名(正看5名、准看4名)、介護士は約24名(うち、外国人5名)である。個室及び4人部屋がある。入居者3名に対し1名の介護士の配置となっている。介護福祉士は人手不足の状況にある。医師は施設の隣に位置するクリニック院長に業務委託を行っている。

#### 【医師の業務内容】

医師は日常より入居者の健康状況を把握しており、日中の急変時の対応は特に問題ない。胃瘻交換は隣接するクリニックにて実施している。夜間の急変時も当直の看護師からの連絡を受け、自宅から車で1時間ほどの時間は要するが、前もって様々な角度から患者の様子を知らせるようにしており、その対応で特に問題は生じていない。夜間の救急搬送はほとんど無く、看取りについても家族には十分な説明をしている。状態を見て、看護師の判断で早めに医師に連絡するという医師を司令塔としたシステムができており、それを受けて看護師が的確に動いているので、特定医行為の必要性は感じていない。また、看護師へ利用者の詳細な様子は介護職から挙げられており、それは医師へも看護師を通して報告され対応されていた。

#### 【タスク・シフト／シェアによる効果】

日常の業務において、委託医師・看護師・介護職の連携が機能していることで、無用な委託医師の往診や救急搬送などが抑制されていた。たん吸引については、看護職から介護職へのタスク・シフト／シェアされており、看護師の業務軽減は図られている。

#### 【課題】

看護師はおむつ交換等を積極的に行わない状況にあり、看護職と介護職との間で軋轢が生じる要因となっている。管理職としては、看護職でもできる業務内容は行うように指導している。

参考資料2. 大分県由布市 特別養護老人ホーム

(報告:岡本、小野)

・インタビュー対象者:常務理事(社会福祉士)、介護アドバイザー(介護士)  
法人理事の立場から、勤務する看護師と介護士のタスク・シフト／シェアについての状況、及び委託している医師(非常勤)と看護師のタスク・シフト／シェア状況についてインタビューを行った。また、介護アドバイザー(介護士)の立場から看護師と介護士のタスク・シフト／シェアについての状況、及びインタビューを行った。

#### 組織体制等

定員50名の施設で、看護師は4名(正看2名、准看2名)介護士は約40名(うち、外国人2名)である。入居はユニットケア体制を図っている。医師は車で15分ほどの内科クリニック院長に業務委託している。

#### 【医師の業務内容】

週1回、時間程度の回診を行っている。褥瘡などの処置などの相談は、ファックスで画像を送り医師の指示を受けて看護師が実施する。夜間の救急搬送はほとんど無い。

#### 【タスク・シフト／シェアによる効果】

看護師による特定医行為の必要性は感じておらず、委託医師の指示を的確に実施し、医師が判断できる情報や日常の連絡を密に取ってもらうことで業務をこなせており、そのベースには利用者の様子を詳細に報告する介護職の支えがあった。たん吸引については、看護職から介護職へタス

ク・シフト／シェアされている。看護職の主な業務内容は点滴、褥瘡、爪切り、入浴後のケア、医師の回診の補助としており、その時間の確保に繋がっている。

#### 【課題】

看護職と介護職のコミュニケーションが上手いかなと、隙間が生じて、入居者への事故に繋がる可能性があるため、看護職は介護職の仕事も業務範囲として認識してもらい、介護職をサポートし、介護職からの報告をよく聞くことも仕事であることを強調して社内教育している。これについてはまだまだ課題もある。介護士アドバイザーからは、利用者の様子を毎日詳細に見ているのは介護士なので、介護士からの利用者に関する報告はきちんと受けてほしい。また、看護師から介護士への指導ではなく、同じ職域ではなく、異なる視

点から利用者を見ている者同士としてのリスペクトが必要との指摘があった。

#### 【その他】

医学部の学生は特別養護老人ホームの実習に来所しているが、看護学部の学生は実習に来ていないので、看護学生にも特別養護老人ホームの実態を学んで欲しい。看護学部においても教員間でその必要性について意見が分かれる状況にある。

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

該当無し。

